

(様式1)  
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	河川課	検索番号	17
法令名	河川法	根拠条項	第30条第1項		
許認可等	許可工作物の工事の完成検査				
<p>(根拠規定)          第30条 第26条第1項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。</p> <p>(許認可等の基準)          河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日付け国河改第36号国土交通省河川局長通知)</p> <p>行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日付け建河政発第52号建設省河川局長通達)</p> <p>五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>1 河川法(昭和39年法律第167号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>(9) 第30条第1項(許可工作物の完成)の審査基準について</p> <p>完成検査を行うに当たっては、完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模その他の河川法第26条第1項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させるものであること。</p> <p>なお、第44条第1項のダムについては、ダム検査規程(昭和43年建設省訓令第2号)によるものとする。</p> <p>行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について(平成6年9月30日付け建設省河政発第53号・建設省河治発第73号・建設省河開発第118号・建設省河砂発第50号建設省河川局水政課長・建設省河川局治水課長・建設省河川局開発課長・建設省河川局砂防部砂防課長通達)</p> <p>一 局長通達における審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>1 河川法(昭和39年法律第167号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間に関する運用について</p> <p>(7) 第30条第1項(許可工作物の完成)関係</p> <p>局長通達五1(9)の運用に当たっては、位置、構造、規模等の審査については工事記録等により確認するとともに、以下に掲げる施設の種類に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。</p> <p>(1) 河川管理施設と効用を兼ねる施設について</p> <p>河川管理施設として、操作等を確実に行うことができるものであること。</p> <p>観測施設、通報施設及び警護施設が、それぞれ機能に応じた確に作動すること。</p> <p>(2) 堤防を開削して設置される工作物について</p> <p>開削され埋め戻された堤防について、必要な強度が保たれていること。</p>					